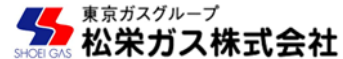


2022年12月



## 電気・ガス価格激変緩和対策事業への登録申請および採択について

松栄ガス株式会社は経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下、「本事業」)」によるガス料金の軽減措置を実施するため、12月5日(月)に本事業への登録申請を行い、12月14日(水)に採択されました。

本事業は、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金から、政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや松栄ガスへのご連絡は不要です。

### 1. ガス料金軽減措置の内容

2023年1月使用(2月検針)分から8月使用(9月検針)分のガス料金に適用となる原料費調整単価から1m<sup>3</sup>あたり30円(税込み)を、2023年9月使用(10月検針)分のガス料金に適用となる原料費調整単価から1m<sup>3</sup>あたり15円(税込み)を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

ただし、都市ガスの年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

また、値引き後の毎月のガス料金単価については、「原料費調整制度によるガス料金単価調整について」にてお知らせいたします。

※法人のお客さま向けのご契約について、2022年12月下旬に確定する原料価格(11月分)を適用する場合は、「2023年1月末日の検針以降」とさせていただきます。

### 2. 本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【お問い合わせ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス激変緩和対策事務局

フリーダイヤル：0120-013-305

受付時間：全日9時から17時まで(年末年始を除く)

《お問い合わせ先》 松栄ガス株式会社 企画総務 G

TEL：0493-23-7151